

	号外	定価1部2円	月例給・一時金水準維持に向けヤマ場へ。生活水準維持に向けて人勧闘争に結集しよう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2021人勧闘争① 7.28公務員連絡会・人事院給与局長交渉

官民較差

月例給 賃上げ率減速・水準維持厳しいか!?
一時金 「極めて厳しい」・引き下げ必至か
=較差幅は「集計中」に終始・較差巡り再交渉へ=

勸告時期 例年と概ね 同様の日程 で作業中

7月28日、公務員連絡会は、2021 人事院勧告に向けて人事院佐々木給与局長との交渉を行った。主な結果は次のとおり。

○ 勸告時期について

「例年とおおむね同様の日程を念頭に作業を進めている」としたうえで、「現段階では、確定的なことは申し上げられない」とした。
(参考：2018：8/10、2019：8/7)



要請署名 (49万筆) を人事院 (右) に提出 (7/14 審議官交渉時)

○ 官民較差及び給与改定について

月例給は、本年の民間企業における春闘状況について、各種調査結果を見ると、定昇分を含む賃上げ率は昨年を下回るものが多く、「厳しい状況」にあるとし、水準維持できるか微妙な情勢をにじませた。また、較差配分は、プラスであれば若年層に重点を置き、マイナスの場合には初任給は逆に配慮する基本的考え方であるとした。

一時金は、民間調査では、昨年冬と本年夏のボーナスともに対前年比で減少しており「極めて厳しい状況」とし、現時点で引き下げは必至の情勢を示唆した。

交渉団から、一時金の「極めて厳しい」との回答は、過去2009、2010年リーマン・ショック後の交渉における指摘以来だが、今年は匹敵するぐらい厳しいということかと追及したところ、「リーマン・ショック時を念頭においている訳ではない。あくまで、昨年冬、今年の夏の状況という、社会一般の情勢として、かなり厳しい状況にある」と回答した (参考：リーマン・ショック時は▲0.35月)

しかし、月例給・一時金ともに具体的な官民較差に関しては「集計中」に終始し、明確な回答が得られなかったことから、交渉団から官民較差が一定程度判明する時点で再交渉に応じるよう申し入れ、給与局長もそれに応じた。

○ 再任用職員の給与について

2023年度からの段階的定年延長の導入を見据え、再任用職員と定年延長後の職員との処遇格差の改善を求めた。佐々木給与局長は、「民間企業の定年制、高齢層従業員の給与の状況、定年引上げに伴い設けられる定年前再任用短時間勤務制等も含めた再任用制度の運用を踏まえ、皆さんの意見も聴きながら、引き続き検討」にとどまった。

交渉団から「定年の引き上げとなる職員、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員が60歳台前半層に存在することとなり、給与上の観点からバランスを図る措置が必要」とし、特に生活関連手当（扶養手当、寒冷地手当等）の支給に関して、高齢層の職員全体における均衡という課題面から改善措置を講ずるよう要求した。

これに対し、佐々木給与局長は「現在の再任用制度で良いのかという問題意識は持っている。具体的にいつまでとは申し上げられないが、重要な課題と認識」と応じた。

最後に、吉澤事務局長は「次回の交渉において、月例給及び一時金についての具体的な議論と要求に対する回答を求める」と指摘し、給与局長との交渉を締めくくった。

合田人事院職員福祉局長交渉も同日実施

不妊治療休暇（有給）の実現へ 年5日、体外受精や顕微授精等の通院治療は10日で調整

○ 不妊治療と仕事の両立支援について

公務においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高いとして、職員の不妊治療のための特別休暇（有給）を新設するとし、期間は原則として1年につき5日、体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、更に5日を加えた日数の範囲内とし、取得単位は1日又は1時間とした。

○ 育児休業取得の推進等について

育児の促進のため、育児休業の取得回数制限を緩和することが適当と判断。国家公務員の育児休業等に関する法律改正の意見申出を行い、かつ、次の措置を講じる予定。

- ・ 育児休業を原則2回まで取得可能とする（現行は原則1回）。
- ・ 子出生後8週間以内に終了する育児休業を2回まで取得可能にする（現行1回）。
- ・ 子出生後8週間以内の育児休業しようとする場合の請求期限を2週間前までに短縮。
- ・ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで拡大。

○ 非常勤職員の休暇について（主な事項）

職員の仕事と妊娠、出産、育児等の両立を支援することが一層求められているとし、非常勤職員への休暇等の措置を講じるとした。

- ・ 男性の非常勤職員について、配偶者出産休暇（有給）及び育児参加のための休暇（有給）新設
- ・ 不妊治療休暇（有給）の創設、出産に係る産前、産後の期間（無給）の有給化